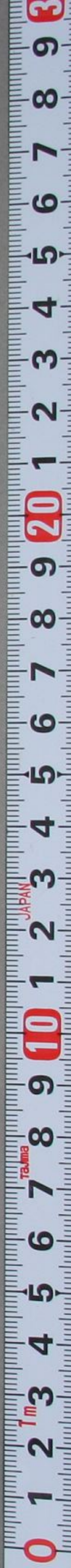


貞丈雜記

十一上

73
6592
21



門 7 3
號 6592
卷 21

貞丈雜記卷之十一

武具之部

- 調度掛之事ニテ糸
- うつ不負ふ之事
- 鎧具足之事
- 着長之事
- 腹當之事
- 腹巻之事ニテ糸
- うつば之事ニテ糸
- 長具足之事
- 鉄炮之事
- 昔具足由世具足
- 照楠脊板
- 胴丸之事
- つゝぬき
- さのろく籠之事目

雜記十一

目一

昭和十九年四月五日
三上松屋主人
贈

- 犬狩小手の事
- 糸乞の禮と事
- 巾着の事
- 籠をたぬ事
- 籠やふくぬの事 ニテ案
- 巾着指つくる事
- ころねの鞆と事
- 弦巻弦袋と事
- ころねの弦袋の事
- 尻籠の事
- 巾着の事
- 矢箆と事 ニテ案
- 矢箆と事 ニテ案
- 矢箆と事 ニテ案
- 籠を鞆と事
- 逆頬籠と事
- 幕の乳敷と事
- 武器の焼きと事
- 香取明神々宝籠の事

- 籠と夫と事
- 甲冑と事
- 楯板の事
- 首桶と事
- 籠の上帯と事
- 細ろふと事
- 竹尻籠と事
- 武善類虫はせき法
- 古の胃うけ張 圖
- 同弦袋つけやの圖
- ころねと事
- 太刀と弦袋付の圖
- 軍法 軍術兵法
- 武器と蜻蛉の形と事
- 軍器を作らし婦人を忌
- 古の弦袋
- 禮と事 ニテ案
- さいと事
- 後三年画の籠の圖
- 同習と事

- 笠あしりの事
- 獅子以胃の事
- 甲の字胃の事
- 金胞包胞の事
- 古本衣の禮の事
- 武具の深きさうの事
- 小具足出まの事
- 鎧の威毛
- つぶ袖の圖
- 袴小札の事
- 編蝠付の事
- 龍以胃の事
- 弓矢短小甲胃輕の事
- 武具のりの事
- 禮の逆板の事 圖
- 袴小札の事
- けさや袴の事
- 未濃と袴との事
- 割小札の事 圖
- 家上胞の事

- 母衣の事 圖
- 侍中間雜色軍装の事
- 白草威の事
- 矢筈頭の札の事
- 腰さしの事
- 槍の事
- 威衣の事
- 鎧札金銀朱ホの事
- 諸具足の事
- 弓とりの事

以上

貞丈雜記卷之十一

伊勢貞友
千賀春城
岡田光大
同校

武具之部

一 弓矢を云て置道具テカトカケと云 道具ありは物
東山殿ミカサリキは飾記と云書は其跨圖ありある云説あり然る
我家に傳へる京都將軍時代の諸書は調度かけと
以道具の名見えは京都將軍より後作り出
しし物ありべきは彼の記に馬しし心符あり

吾家傳へる
は飾記は調
掛の馬ハ等
外敷年記
は調度
酒度掛の級人
ありハ才
後名記

太平記廿九ノ巻
 上ノ元ヨリ日本ヲ
 攻ル余ニ云文永
 二年八月十三日大
 元七方余余艘ノ
 兵艦博多津三
 押寄セタリ
 兵又既ニ文永時
 鉄炮トテ鐵ノ
 十鉄丸ノホトシ
 ル事扱フ下ノ車
 輪ノ如クヘキレキ
 スルノ開ケタル電
 光ノ如クナルニ度ニ

矢をさうして在るよりを調度つけといふを已らなくはゆへ
 半を好むもの調度掛といふ道具を拵出して調度掛
 大小何れ大ありハ其君の御使は又は重なる小ありハ負て
 供奉するあり云々妄説すを作り出しといふは道具
 京都將軍時代ハあり調度懸の後といふハあり
 之古ハ弓矢をハ懸ありハ立懸あり今ノ世の如く細懸と
 といふ具よりさう重ハ多ハ多ハ多ありあり

一 意は上下の時 烏帽子素襖の 長具是持へといふ事

武藏記外傳記は見えたり長具是といハ是長刀長太刀
長太刀と云ハ長四五尺太刀のみく
 といふはさきもさき背も負て
 今ノ世の如くさうありのお
 古ハ規式を正し時ハ持を以て旅ハなとの時ハ用むる為

持せしことの如くハ規式を正し時ハ持を以て旅ハなとの時ハ用むる為
 かなもさきもさき背も負て
 今ノ世の如くさうありのお
 古ハ規式を正し時ハ持を以て旅ハなとの時ハ用むる為

一 元びるをハ負てさきへ付といふは
 鉄炮ハ古ハありり物とされハ我々は昔ハ舊記ハ鉄炮の
永禄年ノ書也
 半みえすといふ 形事記の如くハ鉄炮を射する事と云
 るあるもさきもさき背も負て
 今ノ世の如くさうありのお
 古ハ規式を正し時ハ持を以て旅ハなとの時ハ用むる為

光大曰キセナカとハ
 キセナカスの意也鐘
 ハカクハハカセナカ
 ありぬキセナカスの
 スの字を略してキ
 セナカと云太刀を腰
 につくおんハカセナ
 セと云ハハカセナ
 おハカセナカと云
 云とハカセナカと云
 先ハカセナカと云
 ありや

一 禮を着長と云ハ禮ハ版卷腹當胸丸ありとも草すり
 法すハ又着脊とも書是ハ腹卷後當胸丸あり脊の
 才も合さるハ腹の方より當りて是ハ禮ハ脊の方
 より當りて是ハ長と云ハ大将の禮を云平士の禮を云
 も候ハありて後三年記ハ我着るもキセナカをぬき
 のり馬もを國府へやると何り是法卒の禮の字を云
 一 武説ハ腹卷ハ照楯あり長ハ脊板と云ハ武説
 甚ハあやまりて是長ハ常の禮ハ照楯を用ハ板卷を
 着ると合さるハ脊板あり又脊板を懸板と云人
 ありて是ハ口より長ハ脊板と云ハ古キ後卷脊板あり

一 腹當と云ハ雜兵士の意也此ハ腹を包むハ腹卷とハ別
 けハ草を搦りて是ハ口より長ハ脊板と云ハ古キ後卷脊板あり
 神もナシ陰陽軍用記ハ記也 版當の圖 末アリ
 一 胸丸ハ今の世の具是ハ似り胸のたまつひあり是も右の
 脇も合さるハ陰陽軍用記ハ記ス
 一 鎧のおど毛のふさありあり委細軍用記ハ記ス
 一 腹卷ハ背の方より合せては是も背板と云ハ
 ハラマキ
 一 腹卷ハ袖ありて神符の付ハ禮の神を云ハ付るもの
 源平盛衰記卷五 成親ハ下 云前黄の腹卷の袖付るを云

るうのもうし獣のわうをさして云ふはあつまた又或説は
さついつうハ虎豹の皮又ハ牛の皮をて色を鬼の顔を
服の正面はさつうさ海をわり付を云又さつうハ狭
葛と書て細き葛をて纏る服へあつ云説あり
何れも古代のさつうをつあ見ぬ人指巻の説
也是等の説母らありあれ又或説はさつうハ葛を
と書て白き葛をて巻る服へといふ是も非くさつうハ服
ハ白きかのよあつハ義経記巻の五忠信吉野
合戦ノ条云そのいけ
六尺さつうある信州横川の川を
と云信州きハめて色黒うりをも
うあやうどくもまうらうぞうたをくからんのもあ

に黒草を二寸と切て一寸ハたみておどく程は五枚甲
地たあしつをあるびよきあして三尺九寸をく黒漆の
太刀は熊の皮の尻鞘入てもまきたるさつうハ服矢
ふむりるをぬり篋より黒羽を以てもまくる矢の
笛竹の始あより篋をより上十四束をあつと切る
をつさささささささささささささささささささささささ
斗あり々々四人むりを杖をつきとささささささささささ
何もうもあ装束はささささささささささささささささささ
古代のさつうハ服の圍大方左のさつうハささささ
ハ小き総髪はハあつとぬす

行藤ムカバキの事ハ世表の教カドありたり 行藤ムカバキの事ハ世表の教カドありたり 具足秘傳カドあり

一 胃カドを一刻カドといふ事物教カドあり

一 左の事も右の事もすゆりけを一具のけといふこと

一 ゆりけ一具といふ一弓馬秘説あり又ゆりけといふ

一 つらへ一石の事カドなりすすハ的ゆりけといふこと

一 いるよなすすハ騎射カド馬よりおもひこむことあり

一 射の対ハたゆりけをいぬことカドは馬よりいふ綱カド

一 ことおもひこむことカド的ゆりけをいふこと

一 おもひこむことカドたゆりけをいふこと

一 弓矢を始の兵具の教カド軍陣の作法カド佛法の

一 説多し其カドはいふことカド今時カドも佛法甚カドなり

一 一よりて信作カドなりことカドおもひこむことカド出家カドより外カド

一 あり依カドて武家カドも出家カドを修カドて教カドを治カドすを習カドひ

一 武具の由来カド外カド指カドの事カドも皆カド出家カドの指カドをいふ

一 故佛法の説多しカド根本カドハ佛法カドよりかカドることカドあり

一 ありれども出家カドの指カドをいふことカド何カドも佛法カドより

一 ありことカドも出家カドの指カドをいふことカド説カド傳カドりしことカド

一 ことカドも出家カドの指カドをいふことカド何カドも佛法カドより

一 出家カド共カドのいふことカド信作カドなり人カドもあり

一 一 鎧カドも弓カド銃カドもたの付カドる銃カド也カドもぬけぬカド鎧カド也

をばつてはあつぬおとゆびを別のを革までほぐを布或
と心得る人もあやまりごと革まで こゝ革と別のを
の革と云ふ事あり
ゆびをつつてもさ中射を具は必傳る元なり

一 エミラ ムチ 箠をさする軍中記は云箠をわらわいせらるるあり

箠をばよりの方はなれはさすこゝさるるの箠はむら
をさするもこゝさるるの身は付方箠のうらうのさ
箠は矢のさしはれは河記はあり 箠はむらさきさるるの
さるるの時の事

一 うはがのちの箠さす事馬は実云馬よりうら
のよは矢 シンドク 矢はさす事馬は実云馬よりうら
ハハさしたるもさす事馬は実云馬よりうら

箠をさす事馬は実云馬よりうら
せん中もさす事馬は実云馬よりうら
時いさやあつたり サカッラ 又矢はさす
さすしと箠をさす時いさやあつたり オヒマウ
さするも又矢はさす事馬は実云馬よりうら
ゆはさす事馬は実云馬よりうら サカッラ

一 逆類箠の負は箠を背の右の服はあせかけ結を
たの肩のちより前 サカッラ ちより後を右の服の下へさすさすけ
結は通して右の服は結を サカッラ ちより後を右の服の下へさすさすけ

弓馬故実ニ撥ハ刀の
 きやを弦巻ヨ分指
 又肩を何り時ハ
 三ヶ指を尤の肩工
 一ヶ指をうけ弦ヲ
 通一指を弦巻
 左の服下一ウリて刀
 のさや弦巻のさ
 びり

公事ニ用ラレ、魚
 袋ト云ルモ箱ノ上
 ヲ敷ク皮ニテハリタル
 モノ也其上ニ金銀ノ
 魚ヲ作り付ルニ腰
 ニ付ル飾リ也
 家作ニテヲ入テ置
 所ヲ魚袋ト云也棚
 ニ襖障子ヲ立テ置
 ヲ袋棚ト云袋ト云
 ハ物ヲ入ル惣名也又
 鷹ノ餅袋モ縫乞
 袋ニ非ス龍也
 うつけいもつる袋
 あつこれハうつけの
 まがくのうつけい
 右は袋これきハ
 うつけの袋袋とい
 ぬ

此中負ふ耐ハ倍々巻ハ左の肩のより後一帯敷く板白
 布を十横の帯のこととくたして服の下の方かけ
 て腰より付けぬ
鎌倉年中行幸は此服逆類は上帯赤と
 其上帯赤も用へ一但此ハ逆類も
 一 弦巻ハ弦を巻きあつた今もさうさうつらつらと
 作り出さく古ハあつても作りしことさうさうつらつらと作り
 草のくさくさを作ぬ今ハ弦巻ハまんぢうを二ツ合
 たるわく丸あり古の弦巻ハ算盤ソロバンの玉のごとく杉形
 のやうなものでありし中の穴もせむし七の穴は逆類
ツルツクロ
 一 弦袋と云ハ弦巻のりん古ハ弦袋といひし古ハ袋と
 であつたおきも袋と名つらつたおき尺袋ハ案櫃シタンと作り

箱あれとも尺袋と云類類新用抄に云えり 清閑寺教
 西の書
 近代まで弦袋と云ハ弦巻のり也と知りし今ハ弦袋
 とつた物を残れども縫ハ作りし月形ハ誤りた刀ヲ弦袋
 作りし半平字おき太平記等にも云えり
 一 幕の乳敷ハ二十八也是二十八宿ヲ知りしと云或説陣
 幕の乳敷ハ二十八宿の内半宿を除く廿七宿とす
 其向ハ半宿と云星ハ天の丑寅の方ヲ何れも鬼門と
 ありし星ある向を除くとす貞丈云半宿を除く
 とのハ近代の説を用へし古法ハ半宿を除く
 重孫の弓の筋敷以外の物も廿八宿とすことあり

兼卷之九三云此
 旗以三浦介義澄
 為御止 兼義澄
 別當坊六宮寺七箇
 日可令如持之御
 云々

ありれども牛宿を修く半ハあり幕はかきうて牛宿
 を除くものもれありて

うは不の加むとのゆき半は袋を作るとり付
 けおをばは袋と云はば袋は習はるをれおし又人

此手をもいふをさくし 弓馬あまする袋はこうろふありとい
 けりし陸奥の中名の経袋とハ別し

旗幕扇周扇を修り梵字又ハ併名を書き出さ

るか持せして用る軍中古心来の風俗也ハ併を

用れハ之を道具を貴くすハさうもて天下の人皆さ

人ハさくして思ふあり人ハあり 思ふハ併を伴作と云

大将併を用されば思人の心はかまらぬ心はふはれん

義経記はあこの矢
 とふりさういふむひ
 ちりてトアリ是ヲ以テ
 按ルニ古ノ志モ今ノ
 志モ肩タルニ似タルカ
 藤ハ矢苦ガカニヲト
 シト古記ニアリ今ノ世
 ノ志モ肩ハ矢苦
 下リニ十九也然レトモ
 今ノ志モノ事ニハア
 ラサルベシ

そむく心出来ふハ併法を用るハ思人をつうく為の

方はし思き大将ハ併をうひて謀のたすけと云ふ

思ある大将ハ併をうひて謀をさそふと云ふハ併を

はらふハ併をうひて謀をさそふと云ふハ併を

尻籠といふお上右ハ志を前も云ぬく矢をもむ物の

物名の知あるも玄惠法平の産訓往来下学集

蓋裏抄あぢる尻籠の名えハあり 籠ハ尻籠と云

は書たり 太平記も人のとき捨てる 籠竹尻籠のき

捨くばうり集ると云幸了ええあり又言忠竹書も

うは不の事 中畧 籠矢籠ありといふがめと云

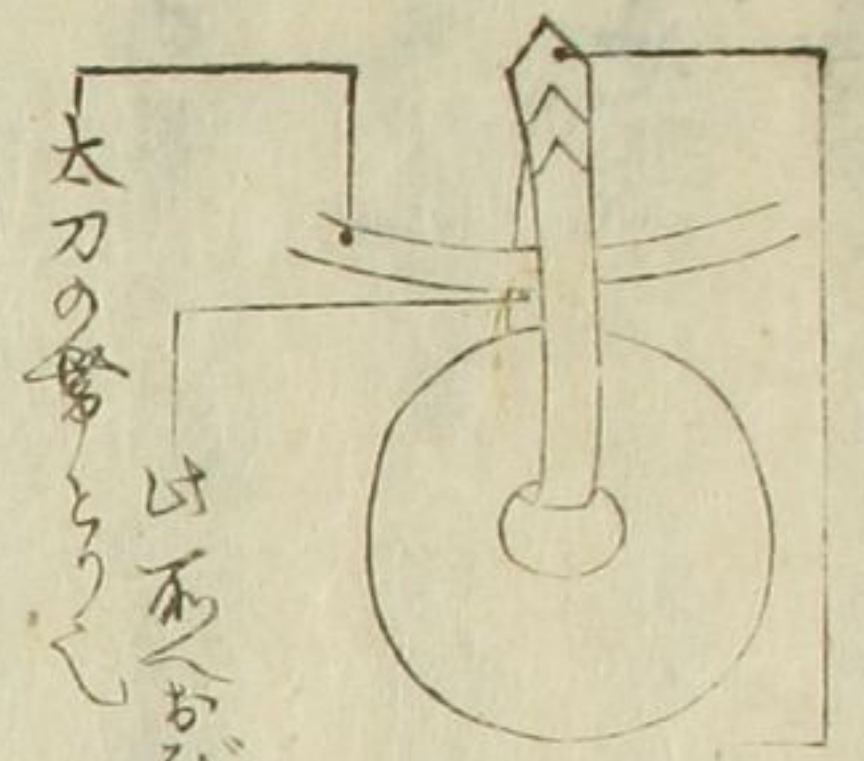
けぬの草もかろし根もろしあき藤はすしは二あま
包好といふ草の藤は矢をぬきまはすしは二あま
一武説は古はうはと云ふのは矢をさしたる後子穂を作りて
かけしるぬりすと云ふ真丈云は説琳はうはと云ふ古
まは見えは古のうり不いか備ウヤシハウリカノまのこをすのてどこのりありしを
昔の人ばをこけしとのうり不のぬ作りありしや多賀
真忠少書は見えうりくと云ふのりハ見えす

一 禮を著る本をよるは云何古より保元物語は武者
所記以下甲冑をよるひ弓矢を著る者もあつしは二あま
にあまけあ男あひハ甲冑をよるひ兵と平治物語



よ云甲冑をよるひ弓矢を著る者もあつしは二あま
曾我物語は後陣のさどの武士ハ切りちうをよるひ弓
矢を著る者もあつしは二あま
一 太刀は弦袋ツルミのりきけりハ草を細タチ裁て弦袋は通し
つあしそをのりあは太刀の帯とつを通しそ太刀をさし
弦袋ハ太刀のあしつあの者ハあつしは二あま
の草のひろきむかゆしそかめつれしそつけるかめさき
をさうかうらきれ二ツのさきあつしは二あま
也太子をんどの延生の時ハあまの母も太刀をさす
世のさあつれ不説言也

○ 弦袋 弦袋の緒之圖



付不かり入れをきりこり入るに定をあげあ方を
たうひよくくちりきりくちりのきりきり
あ方のさききりきりきりきりきりきり
弦袋緒
太刀の緒をきりこり入るに定をあげあ方を

楯の板をきりこり
と云る古の昔
あつたは
あつたは
あつたは

- 一 古の合戦は弓ばつりて鉄炮はあつりてきりきり楯の板をきりこり
- 一 軍法と云ふ軍兵の人数の都合より旗貝鐘太鼓木の合

米大目武は精
をきりこり
あつたは
あつたは
あつたは

- 一 軍の定より軍中の法度法武の定法をきり
- 一 軍制より敵をわたり不すきりきりきりきり
- 一 兵法と云ふ軍法の事へ劔術の事も兵法と云ふあやうり也
- 一 弓矢の事へきりきりきりきりきりきり
- 一 入新之行部は首入りきりきりきりきりきり
- 一 禮の後にはあけきりきりきりきりきり
- 一 巻はゆひけりきりきりきりきりきり
- 一 ともゆひけりきりきりきりきりきり
- 一 ともゆひけりきりきりきりきりきり

道記軍器は
軍神を初法
まると云ふも
上はハハ後
是のころハ昔
を辨せざる
つら

イトヲダ
糸幕旗の布帛ハ婦人の織る物あればと云ふは
と云心し月あそみ取て紙はひたしを紙はて利刃をぬく
ハいゝある名刺も紙くある物と云へ唐の荆川うあも
しゝる武編といひすまゝ云へり又軍器ハ軍神を初
清も月あそみの標を云ひと云へ
細うら不と云ハ騎馬うら不の事と云へ騎馬うら不と云は
うら不と云ハ不の半と云へ
一 細うら不と云ハ騎馬うら不の事と云へつまのうら不と云
やまゝうら不と云ハ中付くことと云へ後法之記と云へ
つねのうら不と云ハぬりうら不の事と云へ騎馬うら不と云ハ

毛織りつらと云へ

一 弦袋 弦を 今ハまゝ江州水口細工の葛と云へ紐するを用ひ
古ハ草をて作りしを左右兵衛尉ハ赤皮左右兵衛尉
藍皮のつら袋を用ひしを源平盛衰記と云へるにいたぬ
皮をて上地を作りし赤皮藍皮をて縫ひ色むぬへ
一 たしと云 手取物 といふハ竹尾袋之即竹籠之 太き舟を
のくは作 又一説ハ鷹尾袋之鷹の羽の糸をさしと云
鷹尾を云へ飾抄ハ清府源氏常就尾胡蝶切文
員 フシ 胡蝶可也云へ又今昔物語ハ常思の胡蝶
ハ雁侯のつらあしハ征矢四十斗ハ云へ又源平盛衰記

光大曰槐林記
三云兼安元四月
二曰晴武官陣
衣之事直垂ハ以
蜀紅^蜀爲勅免餘
在關外之權云々
按此時鎧直垂
ノ制度ヲ始テ立
ラシト見ユ蜀紅
ノ錦ノ直垂ハ勅
免ニアラザルハ著ス
ル事ヲ得ヤルナリ
餘在於關外之權
トハ關外トハ京都
ノ外軍中ヲ指ス云
也餘トハ蜀紅錦
一アラヤル東京錦
倭錦ノ類ヲ云蜀
紅ニアラザル直
垂ハ勅免ニ及ハズ

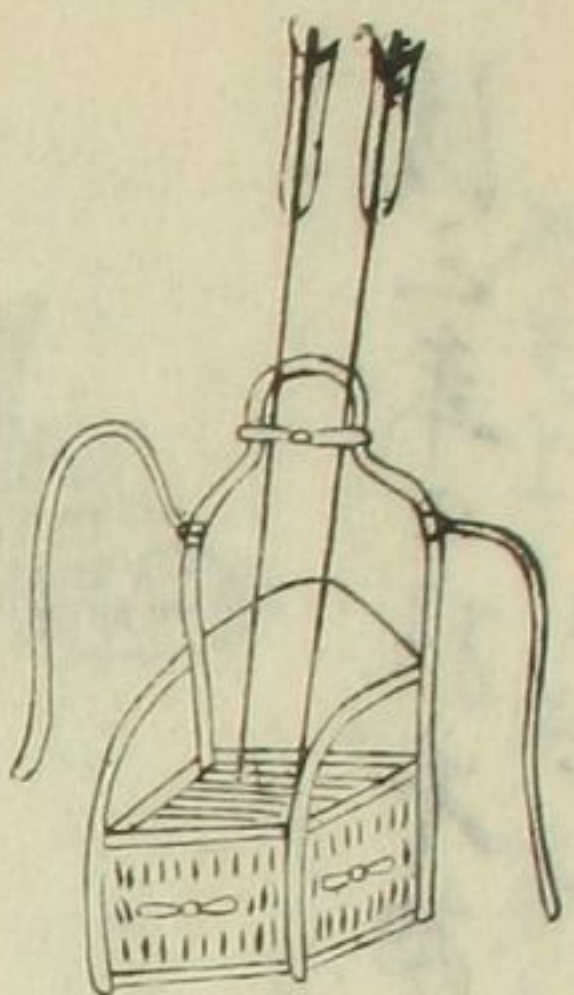
軍中ニテ大將軍
心マカニ諸侍ニ聽
ス事ヲ云也右武
器考證ニ見エリ
槐林記ハ後徳大
寺寶芝^寺ノ記也

鎧ノ柄又ハ矢
蕨ナトハウナキ
皮ニテモ肉ニテモ
ソレヲ以テ又クヒ
置ヘシ虫クウナニ
○又クハレヌモノハ
フスベタルガヨシ
フスバラレヌモノハ
ヌクヒタルガヨシ

一 鎧直垂の色の方平治物語 待賢門 軍系 左馬の佐重盛ハ生年
廿三今日の軍の大將^軍あれ赤地錦の色直垂と仰つ初め
て源平盛衰記保元物語平治物語をよむれば大將
人ハ十九と云ハ皆赤地の錦之外の色ハ綿あるも大將
あるぬ人も錦をよむるハあれも赤地錦ハ元元は此ハ
こそ實盛^盛う老後の思ひ出として宗盛ハ此う時赤地
の錦の色直垂を引給ふあれ赤地を忘るるを教ひ給ふ
鎧直垂は四つの中と云ふあり鎧直垂調振の色も
あり又鎌田孝子も志けりゆひのひこれの四つの中も
をゆひと云ふせと仰り四つの中もこの左太の神口

のうらと袴の左右のまことのうらを念せし四つの中も
くま徳ハくま徳之神も袴の色をも地をきき給ふ
給を指入るは給を引給ふはひびきをよむるは隨兵
日記云大將先よりひ直垂は我家の故をぬひぬ
織付^{カハル}なるは但四つの中もを入へし

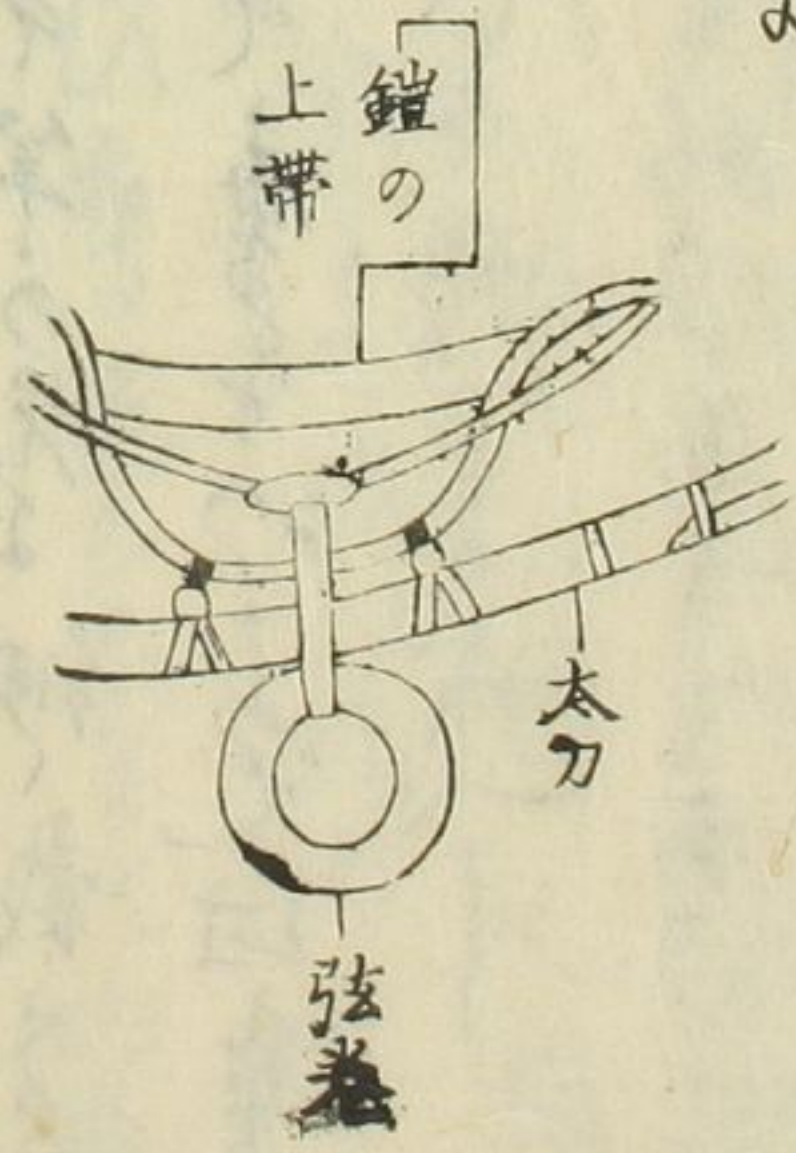
一 草摺^{カハル}と仰りたる武具又ハ矢の蕨あるハ土泥あるハ
直垂ハ必虫喰ふ摺之虫の食するは泥鯁^{ウナギ}を焼て
直垂に能くかまへし虫食するも泥鯁
ハ虫を食す摺之虫思ふ泥鯁を食すも腹中の病^{カン}
の出を去へきるは鎧直垂の柄あるハ泥鯁の皮を搥^{ヌグ}



女はあつ辨こ是さうろつろの籠あり。
 へきおは服を負う辨ち結を
 肩よりけむけ結うけ結とあり

腰の廻を引廻して結する辨ち結をさうろつろは弦竹のあや
 まりぬへー弦竹ある籠籠の原結あどはかうとさうろ
 へへーへやうのさう古画ありとた一概は作まへつて次
 一弦袋のさう後三年合戦の結よ

足さるるハ太刀此帯とりまも
 つたすハ服の結もつたべ別
 一弦袋は結を付えおひまも



やうにさるるハ右の結のこと

一 後三年此結よるさるる智の愚ニおたのぬ



三井寺合戦ノ条

一 結ハ太平記建武二年の戦よ始て足さるる後三年乃

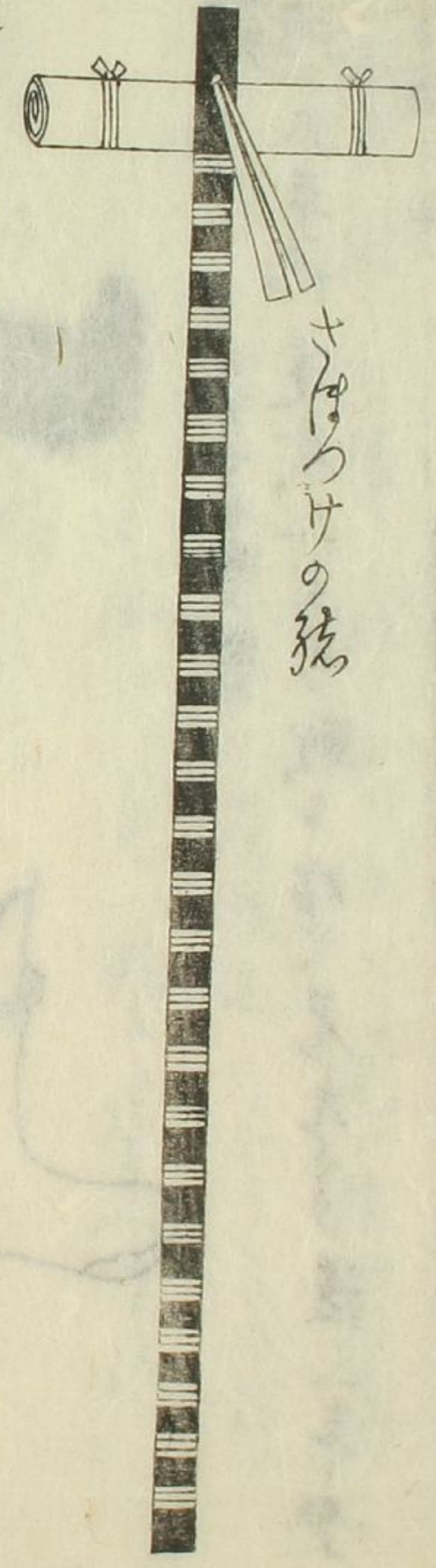
合戦の繪



の中よぬけあるおさうり結よるさるるあり古ハ多不こと
 云へ結へー又長刀もえつてその長刀は智るるあり

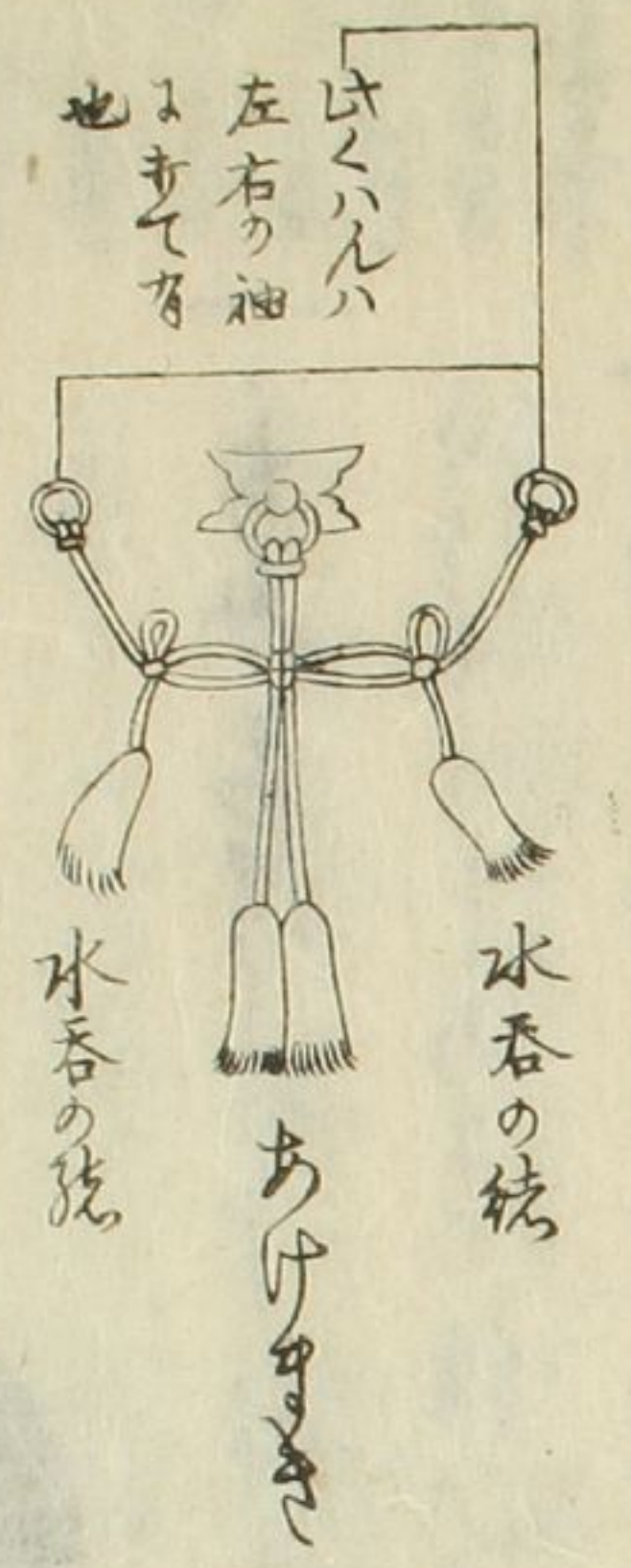
平家物語卷上
遠矢の条に主
もあき白ま
一あつれまひさう
て原氏の船の
日さゆけの結
のさゆけの結
ええりりり

一 義家朝臣の旗後三年の旗は足るは色白く其紋は二幅
りしてはその方角にさしはせし旗是の収馬とてその
持也又まを細めりる馬花のさし



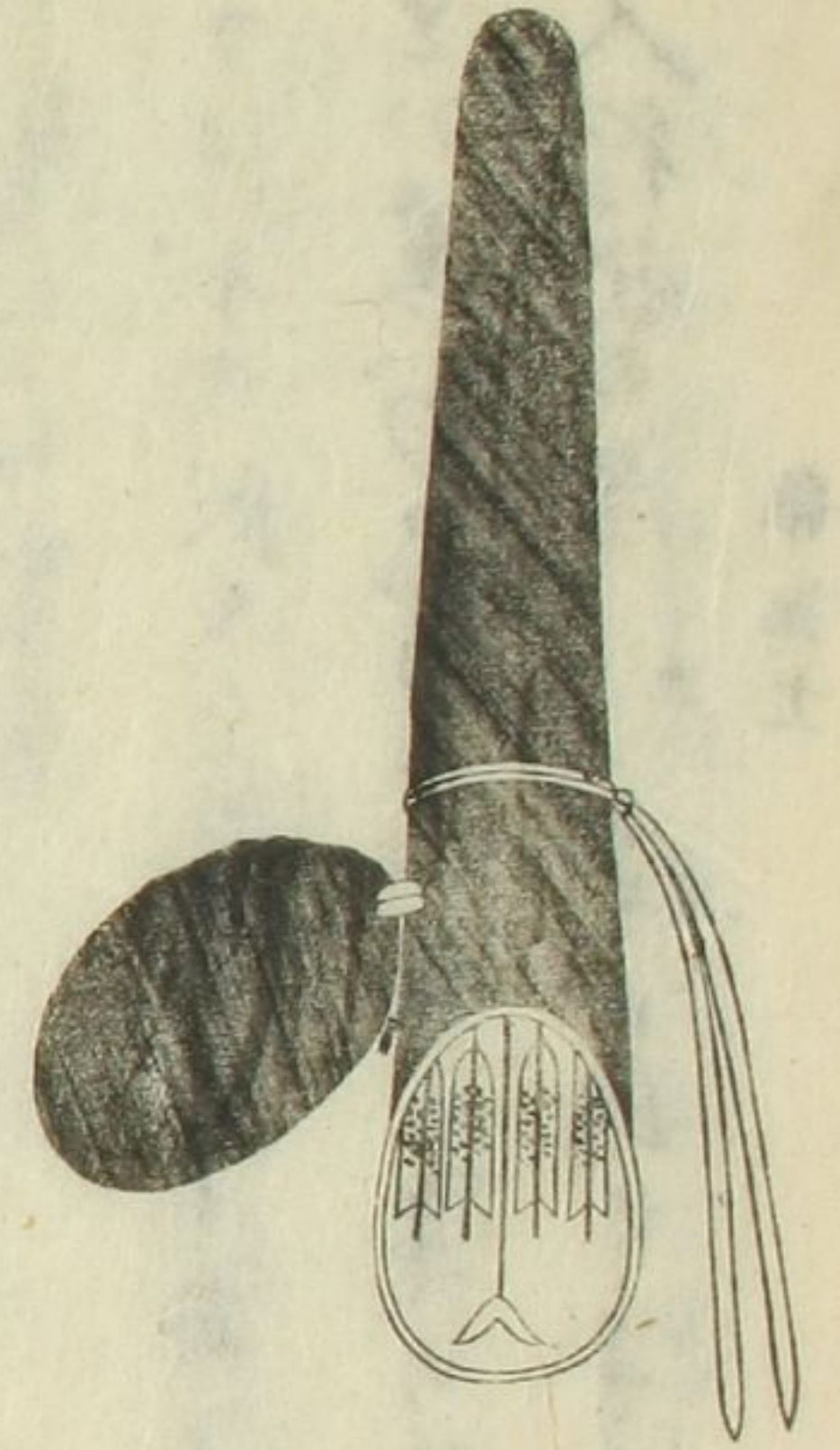
一 猪頬サホフをうけたる武志一人後三年の旗は足る猪頬を古
くは猪頬とも云面頬の如くして鼻もあき其取のあ
きのあきりるもの額ノカヘのふハからず頬と腮ノカヘとげり

一 かわらぬのさ類をハツフリとてむハ津ツハツフリハさ類とも
さ首ともさ頭カサなる物サ類をかくれハ結の面サの如く類の形
あはれりる猪頬ともさ思サはさ
一 禮の神のなれこの旗をわつけのあけさるるやひつけたる
神後三年の旗は足る馬花のさし



一 うはすの形もその世はあつれと後三年の旗は足る馬花のさし
とい其あつりりる後三年の旗の馬花のさし法統上
人行状の繪土佐之 古画もみはさるるさしたる神サなり

上京をおさるる法
 兼重云空徳の
 中より遠玄律以て
 相の力を下(お)りて
 逆すは(お)す(お)りて
 自れぬ(お)す(お)りて
 きる(お)す(お)りて
 以(お)空徳の中(お)の
 さ(お)す(お)りて
 を(お)す(お)りて
 さ(お)す(お)りて



矢のさ(お)す(お)りたる(お)りたる
 の(お)す(お)りたる(お)りたる
 さ(お)す(お)りたる(お)りたる
 さ(お)す(お)りたる(お)りたる
 さ(お)す(お)りたる(お)りたる

一 舟み(お)す(お)りたる(お)りたる
 一 重(お)す(お)りたる(お)りたる
 一 一(お)す(お)りたる(お)りたる
 一 一(お)す(お)りたる(お)りたる
 一 一(お)す(お)りたる(お)りたる

小蓋元長飽
 兵日(お)す(お)りたる(お)りたる
 扇(お)す(お)りたる(お)りたる
 兵日(お)す(お)りたる(お)りたる
 十八年(お)す(お)りたる(お)りたる
 聖徳太子(お)す(お)りたる(お)りたる
 代(お)す(お)りたる(お)りたる
 風(お)す(お)りたる(お)りたる
 扇(お)す(お)りたる(お)りたる
 三(お)す(お)りたる(お)りたる
 陣(お)す(お)りたる(お)りたる
 扇(お)す(お)りたる(お)りたる
 一(お)す(お)りたる(お)りたる
 一(お)す(お)りたる(お)りたる

後三年の(お)す(お)りたる(お)りたる
 一 軍(お)す(お)りたる(お)りたる
 一 軍(お)す(お)りたる(お)りたる
 一 軍(お)す(お)りたる(お)りたる
 一 軍(お)す(お)りたる(お)りたる
 一 軍(お)す(お)りたる(お)りたる

名付て鉄の骨よりして地紙は漆ぬり油紙ありと云ふ所
 唯の地紙竹骨の處は緒を付しうらぬおきぬる也

一 後三年の絵は元々さう 楯常のこころ 四角より細長し

それより上の方より黒くさく見んだうの紋を一つ書しう

一 後三年の繪は元々さう 幕四幅より五幅の幕一つ見えう

何れも上の幅二幅の黒く下の方白又ハ上二幅白下二幅

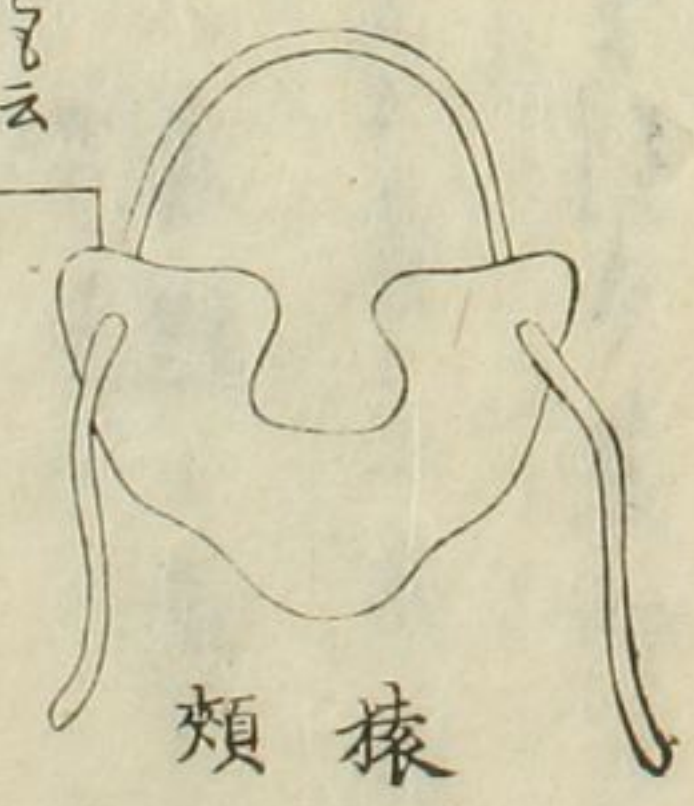
黒も何れ紋はうりか季を當るも何れ楯を向ひ合て書る

もあり紋の付所何れも上一幅の紋を書しう義家の傳

はせし所はハ赤き幔幕之青白あざまじりなりとの地

紋あり たるもつらうく漆ぬりぬる也 又は紋書白幅交もあり

一 鉄面は品あり面類ハ款一面はさるる目ノ下の類面ハ
 目ノ下よりさるる猿類ハ鼻の所ありと



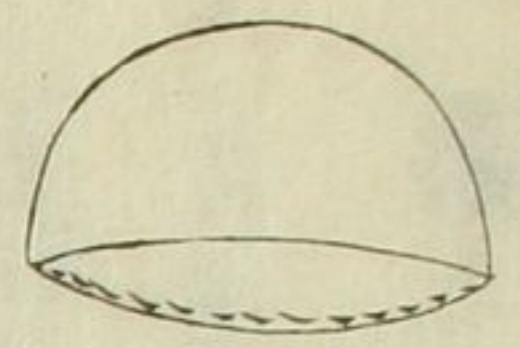
此半類ヲ當テ半首ヲ
 カブレハ面類ト同シヤウ
 ニナル也此半類ノ鼻ヲ
 取ハナシニナルヤウニシタル
 モアリ鼻ヲトレハ猿類
 ニナル也

此猿類ヲ當テ半首
 テカブレハ其類ノ鼻
 ノ面ノ赤キ所ノゴトク
 也半首ト類當ハ猿
 ノ面テノ毛ノ所ノ如シ

一 鉄蹄の事をハツプリ
 月かろ神之又身持り出立時由を不用して鉄蹄をうり

小手スチア
クサリカタヒラ
ラアアア著
鉢ヲカブル
身ヲカルク出立
時ノナリ

用之申首ハ頭の中分印のををり不道具之目の下の
頬面をくせ申首をかめれば面類同あよあよ



カナブチ
鉄鉢

内よりけりまうあつて
用の鉄もなつて



ハツ
半首 是れ後を傳

下六半類ニテモ
様類ニテモアル
太カヨケ

一古ハ具是櫃とつたおまき甲冑をハ唐櫃と納り

義經記ハ古依房義經の付より上り条云瓊腹巻
入るかひつをこもて包み志めを引き熊野のま
を物と云れをけりりき源平盛衰記卷廿三新院義經
還涉の条云富士川のまををりハおの具多し捨

東鑑卷廿四阿
關梨公院腹巻
ノ上ニ素絹ノ衣
ヲ着ス同廿四云
東大寺供養之
日任右大將軍
之御出之例御
束帶之下可令
著腹巻給云

中ハ忠情と銘ありハ唐櫃一合ありき平家おは
市代の善長唐草を唐櫃に入れてかきらるる具
是櫃とつたおの代作り出たるお

一上腹巻下腹巻のり素絹衣水干おの上ハ志めを

上腹巻と云右の装束のりハ志めを下腹巻といふ
盛衰記卷廿三ハ收合 兼隆紺の小袖上腹巻といふ

云く同卷一 五等ノ衣 宗貞ハ布衣の下に萌黄の腹巻
衛府の太刀佩り同卷上 静憲ハ色 滋同卷の志め

又菊綴し下腹巻ハ先有りのり同卷十四 三井寺
乗圓阿闍梨慶喜ハ下腹巻ハ衣裝束同卷廿

五 義経院 家貞ハ狩衣の下ニ細糸威の腹巻を帯りて之

糸ニ糸

貞丈掛下版巻と云ふ事ハありとも

下襟といふ事ハと云ふあり

一 弦袋衣 弦巻のを太刀不付事古ハ五位正官の者ハせぬ

位ハ従五位下以上官ハ左大臣尉右衛門尉左兵衛尉右兵衛

尉もありける人ハも之ハ清原の官ハ後位も也

ハタヒト主人ハ終りする依て弦袋衣を脱りて左大臣尉兼皮

左右侍ハ尉ハ藍皮の弦袋衣を付り申長各款信連よりなる

趣源平盛表記 卷十三馬倉云 又陸奥ニ義家

於臣武衛家衡ホト合戦の由を舎身左大臣依義

先ずて林宗憲字重徳の官を辞退し弦袋衣を解り殿上

是等潛り奥州へ下向せしれは在艦より又書

碓氷東ノ尉左衛門兼左の時出仕ハ本朝巻の刀を

本太刀を持せり 後五位下の落ハ本太刀は弦袋

を付りし中本平記より云々 本巻や巻本太刀といふ事云々

一 腰小旗の事 平治物語 侍所門云々 本此の事といふ事云々

一日よゑいしをかきさしり源氏の大将よりこと

時をあて白りし事云々 腰小旗といふ後世

せし物より脊旗セガタの事より云々 是ハ神志よりあり

ゆゑ 是ハ神志よりあり

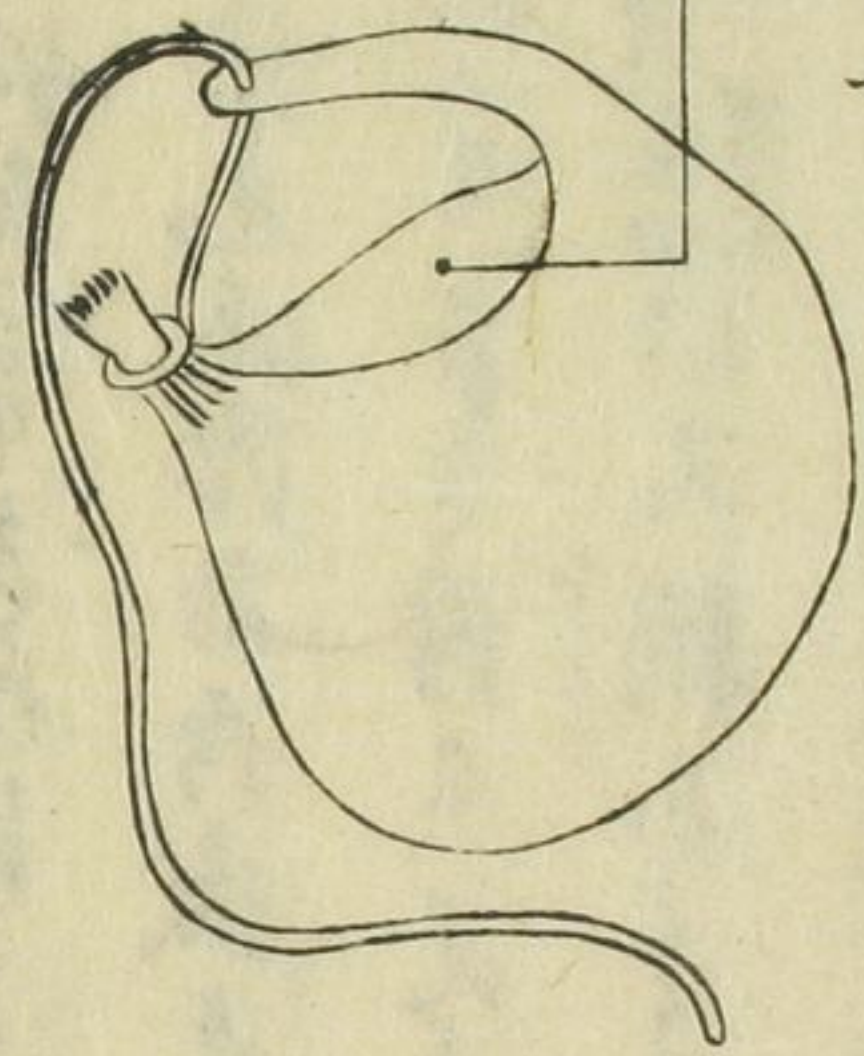
是ハ神志よりあり 是ハ神志よりあり 是ハ神志よりあり

上古ハ鞠ヲカラ
 氏云後漢高鞠
 ライヅノクカ、ラ
 トヨム日本記ニ
 アリ又ホンダ氏
 ヨム日本記ニア
 リ
 今ノ神室ハ地
 ヲ黒クスリテ
 バヲ白ク銀フ
 ンニテカクセ

此所危の膝にあ
 てて竹の中へ空
 めて杯あとの
 こと

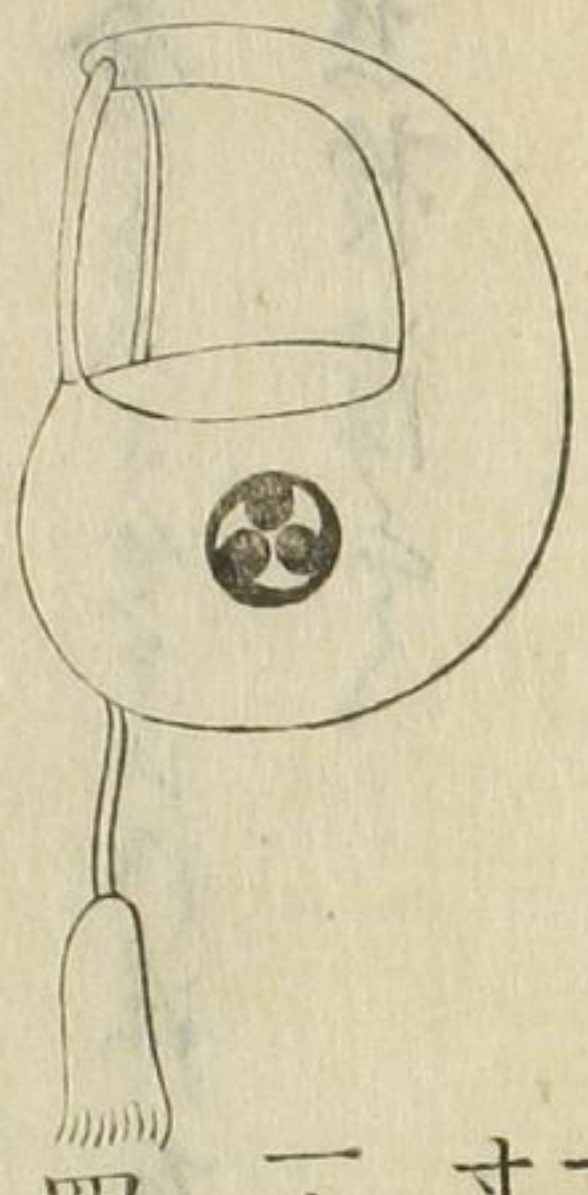
弓の弦を腕を切つを防ぐもの也之を鞠トモ
 武用の鞠トモ
 然の皮を作り毛ハ裏の衣腕を縫入ハ半の草を以て
 糸を付て紫の組紐を付て又神室の鞠ハ麻の皮
 以て縫て胡粉をぬりて墨を以て縫をぬりて
 ハ延喜式と云ふよきなり

武用の
 鞠之圖



光大曰延喜式 兵庫曰鞠一枚
 功一熊草一條 鞠料長九寸廣五寸半
 草一條 鞠牛ノ料長五寸廣二寸 鞠袋
 料紫表緋裏帛各一條 長各

大神宮
 神寶之
 鞠之圖



一丈一尺三寸廣八寸 縫紫絲二銖録組
 一條 長四丈 〇又 大神宮式 鞠二十
 四枚 以鹿皮縫之胡粉塗以墨
 畫之納持麻笥二合徑一

尺六寸深一尺四寸五分 著緒一處用紫草ヲ云々 貞丈曰兵庫寮式
 之鞠是天子御物不塗不畫也大神宮式之鞠是神室
 塗以胡粉畫以墨也後代鞠張不存無作鞠者故今神
 寶檜木以模作其形塗以墨畫文以銀粉其形圖三鞠繪
 在于兩傍彩色黑白與式相反也 以上貞丈翁の
 鞠考を以補入

貞治五年十二月廿日二条攝政殿 良基 〇を以て
 中行事致令射場始致の事書よゆのけし 鞠がけ

弓射がやうに矢を射る人も多くあきまやうあり矢治の
以てや鞠守り多し終て知人かくありしと

一陣羽織と云おハ天文志との以始り物乾赤山殿の時代の

書物といハ又ハ以室所殿日記又云
付室所日記ハ徳名
の日記ハ天文志録

年中の日記ハ又字の
室町日記とい別あり

得能便そ中や山を許そ有は山を以てい
心もあくは仍先百は能は馬具大綱鞆系眼
の珠三掛糸具是羽織十個中や山何きもく
念を入させや山は清取可者とい於於亦便射は

只控保そ

